

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

蓬 田 村

1 促進計画の区域

別紙及び図面の区域とする。

2 促進計画の目標

1. 蓬田村全域

(1) 現況

本村は山脈の麓から流れる川の水量が豊かであることから稲作やトマト栽培を中心とした農業が基幹産業である。しかし、村内各地の一部が急傾斜地域となっており、生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

また、高齢化による農家数の減少が進んでいるため対策が必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本村では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第1号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、生産条件の改善及び担い手の育成を図り、耕作放棄地の発生を防止する。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	蓬田村全域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業
②		
③		

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号に掲げる事業については以下のとおりとする。

(1) 対象農用地の基準

1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

蓬田村全域（山村振興法指定地域、過疎法指定地域、半島振興法指定地域）

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上、勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ロ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率70%以上の地域の草地

(ハ) 蓬田村長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地については、平均傾斜で田1/20未満から1/100以上、畑、草地及び採草放牧地8度以上の農地で当該基準を満たす場合には交付金の対象とする。

b 高齢化率・耕作放棄率の高い農地

急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率40%以上、耕作放棄率田8%以上、畑（草地含む。）15%以上の農地

(ニ) 青森県知事が地域の実態に応じて指定する地域

(2) 集落協定の共通事項

集落の農用地面積が1ha未満である場合において、農用地面積が0.8ha以上であり、かつ、農用地の保全等の観点から集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適当であると蓬田村長が個別に認めた場合には、1ha以上の一団の農用地の要件を満たしたものとみなす。

(3) 対象者

認定農業者に準ずる者とは、例えば、蓬田村の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に定められた者など地域の実情に合わせて蓬田村長が認定する者とする。